

船舶事故調査報告書

令和7年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和7年5月3日 06時30分頃
発生場所	滋賀県近江八幡市沖島西南西方沖（琵琶湖中部） 沖之島村二等三角点から真方位232° 1,710m付近 （概位 北緯35° 11.9′ 東経136° 03.1′）
事故の概要	プレジャーボート20 ^{エフ} f40は、航行中、船尾部に浸水した。
事故調査の経過	令和7年5月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 20f40、5トン未満（長さ5.17m）
船舶番号、船舶所有者等	253-4802滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・水象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	本船（レンタルボート）は、船長が1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、陸揚げされていた状態から出航直前に湖面に下ろされ、釣りの目的で滋賀県大津市所在のマリーナ（以下単に「マリーナ」という。）を出航した。 船長は、沖島西南西方沖30m付近で船外機を停止して本船を漂泊させ、自身が後部甲板で、同乗者が前部甲板で釣りを行っていたところ、出航から約30分経過した頃、船尾部が沈下して船尾部の甲板上に水が溜まっていることに気付いた。 船長は、浸水の原因が分からなかったので危険を感じ、マリーナの担当者に電話して救助を依頼した。 船長は、前部甲板に移動し、船首部の電動小型船外機（釣り中の短距離移動等に使用されるエレクトリック・トロローリング・モーター、通称エレキ）を始動して沖島南岸の消波ブロックまで本船を移動させた後、同乗者と共に消波ブロックに上がって救助を待った。 マリーナの代表者は、マリーナ所有のプレジャーボートで沖島に到着し、本船をアンカー及びロープを使って沖島南岸に固定した後、船長及び同乗者をプレジャーボートに乗せてマリーナに戻り、後日、本船をマリーナにえい航した。 マリーナの代表者は、本事故後に本船を確認したところ、スカッパ（甲板両舷側の排水口）の蓋は閉められていたものの、船尾トランサム下部に設けられた排水口（以下「本件排水口」という。）が開

いたままになっており、ドレンプラグが取り付けられていなかったことに気付いた。(写真1～写真7参照)



写真1 本船



写真2 船尾トランサム



写真3 本件排水口
(ドレンプラグを外した状態)



写真4 本件排水口
(ドレンプラグを取り付けた状態)



写真5 ドレンプラグ



写真6 船尾部



写真7 船尾部右舷物入れ部

マリーナでは、ふだん、次の手順でレンタルボートの排水口の開閉を行っていた。

- (1) 利用者からボートが返却された後、スカッパの蓋及び本件排水口のドレンプラグを取り外して陸上で保管する。
- (2) 再びボートを利用者に貸し出す前に、スカッパの蓋及び本件排水口のドレンプラグを取り付け、複数の従業員で確認する。

マリーナの代表者は、本事故当日が連休中であり、利用客が多く多忙であったので、マリーナの担当者がスカッパの蓋は閉めたが、本件排水口にドレンプラグを取り付けるのを忘れた上、複数の従業員での確認もできていなかったと述べた。

船長は、マリーナの従業員が本船を適切に管理していると思っていたので、出航する際、本件排水口のドレンプラグの有無を確認しておらず、本件排水口が開いたままになっていたことに気付かなかった。

船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。

分析	本船は、出航する際、本件排水口にドレンプラグが取り付けられておらず、本件排水口が開いたままになっていたことから、琵琶湖中部を航行中、本件排水口から船尾部の物入れに浸水したものと推定される。 マリーナの従業員は、本事故当日が連休中で多忙であったことから、本件排水口にドレンプラグを取り付けるのを忘れた上、複数の従業員での確認もしていなかったものと考えられる。 船長は、マリーナの従業員が本船を適切に管理していると思っていたことから、出航する際、本件排水口のドレンプラグの有無を確認しておらず、本件排水口が開いたままになっていたことに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、船長が出航前にドレンプラグの取付状況を確認しなかったため、本船が航行中、開いたままの本件排水口から船尾部に浸水したものと考えられる。 本件排水口が開いたままであったことについては、マリーナの従業員が本船を船長に貸し出す前に、同プラグの取付状況を確認することを忘れていたことによるものと認められる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、レンタルボートを借りて出航する際、船舶が安全に航行できる状態であることを確認すること。 ・ レンタルボート事業者は、管理する船舶を利用者に貸し出す際、ドレンプラグの取付け等、船舶が安全運航できる状態であることの確認体制を確実に運用すること。